

令和2年大網白里市議会第4回定例会文教福祉常任委員会会議録

日時 令和2年12月23日（水曜日）午前9時2分開会

場所 本庁舎 3階 第一会議室

出席委員（6名）

岡田憲二	委員長	中野修	副委員長
引間真理子	委員	森建二	委員
堀本孝雄	委員	宮間文夫	委員

---

生涯学習課出席者

生涯学習課長	石井一正	スポーツ振興室室長	鬼原正幸
--------	------	-----------	------

---

事務局職員出席者

議会事務局長	岡部一男	副主幹	花沢充
--------	------	-----	-----

## 議事日程

第1 開会

第2 委員あいさつ

第3 確認事項

(1) 大網白里市社会体育施設における指定管理者制度導入について

第4 その他

第5 閉会

---

◎開会の宣告

○副委員長（中野修副委員長） おはようございます。ただいまから、文教福祉常任委員会を開会いたします。

(午前9時2分)

---

◎委員長挨拶

○副委員長（中野修副委員長） はじめに、委員長から挨拶をお願いいたします。

○委員長（岡田憲二委員長） 皆様、おはようございます。

今回は、先日の委員会において、追加資料の提出を求めておりましたので、その内容の確認をしますので、よろしく申し上げます。

---

◎確認事項 大網白里市社会体育施設における指定管理者制度導入について

○副委員長（中野修副委員長） ありがとうございます。続きまして、確認事項に入らせていただきます。

委員長、進行をお願いします。

○委員長（岡田憲二委員長） それでは、「大網白里市社会体育施設における指定管理者制度導入について」の確認を行います。

生涯学習課を入室させてください。

(生涯学習課入室)

○委員長（岡田憲二委員長） 生涯学習課の皆さんご苦労様です。

さっそくですが、「大網白里市社会体育施設における指定管理者制度導入について」の説明をお願いします。

○石井一正生涯学習課長 おはようございます。生涯学習課でございます。本日は議案に係る資料の追加説明につきまして、お時間をいただきまして誠にありがとうございます。

はじめに、本日の出席職員を紹介させていただきます。私の左側がスポーツ振興室室長の鬼原です。

○鬼原正幸スポーツ振興室室長 鬼原です。よろしく申し上げます。

○石井一正生涯学習課長 わたくし課長の石井でございます。よろしく申し上げます。

それでは、議案第5号 大網白里市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに係る追加資料のつきましてご説明いたします。

お手元に配布してございます、追加資料をご覧ください。一つ目今回、大網白里市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する理由につきまして、指定管理制度については、公共施設の運営管理において、民間事業者のノウハウを活用し、柔軟な発想や取組が事業に反映されるとともに、事務の効率化とコストの縮減が図られることが期待できることから、市では、本年3月にお示した「財政健全化に向けた緊急的な取組について」においても記載されているとおり、指定管理制度の導入を推進することとしております。

現在、社会体育施設の管理運営につきましては、市の直営により行っておりますが、今後は、この趣旨に基づき、施設の状況なども踏まえ、早ければ令和3年度からの導入を目指し、今回、指定管理者制度の規定を条例に追加しようとするものです。

続きまして、2点目です。財政上でのメリットについてどのような効果があるのか 具体的な節減額などについては、どのような施設に指定管理制度を導入するかによって異なりますので、現段階ではお示しすることはできませんが、指定管理制度を導入した場合、一般的に柔軟な対応や効率的な運営を行うことのできる民間事業者が運営することとなるため、行政より低コストで、かつ、より良いサービスが期待できるものと考えます。また、施設の修繕等が必要な場合なども、民間事業者での蓄積された、経験や提案が活かされ、経費の縮減につながると考えています。また、職員の労力の縮減に図られることにより、他の主要業務への取組促進や時間外労働の縮減につながるものと考えております。

3点目、条例改正を行うことでどのような効果があるのか 今回、条例の一部改正を行うことにより、今後、指定管理者制度を導入する体制が整うため、状況変化に応じて、速やかな対応が可能となります。特に、アリーナからの距離も遠く、年間の管理運営が職員の負担となっている季美の森サッカー場については、民間事業者ならではの発想による新たなサービスの提供や市民サービスの向上を期待し、令和3年度からの早期導入を目指してまいりたいと考えております。以上となります。

○委員長（岡田憲二委員長） ご苦労様でした。ただいまの説明について、ご質問等があればお願いします。

○堀本孝雄委員 財政上メリットについて、削減というのが一つの意味合いかもしれませんが、削減だけがベストなのかと思っています。条例改正を行うのにどのような効果あるのかと、民間事業者のサービス、施設も含めてでしょうけど、白子町や東金市のサッカー場を見てき

ましたが、本市のサッカー場については貧弱な感じがします。サッカー場の設備、夜間照明も含めて、それが大変だったから、指定管理者を入れてやると。現状のサッカー場で指定管理者制度を入れるメリットはあまりないと思うところがある。基本的には賛成ですが、視野を広く持って近隣に誇れるサッカー場にしてもらえればなど。そういうビジョンを持ってもらえれば、縮減だけでなくそういうものも考えてもいたい。

○委員長（岡田憲二委員長） ほかに。

○森建二委員 趣旨は概ね理解しました。最終的には、市民のための施設ですので、もちろん費用の削減は大事です。市民の目線でうまく活用するのかと考えつつ、指定管理者制度をお願いできればと思います。それと、追加資料に誤字脱字が見受けられますので十分ご注意願いたいと思います。以上です。

○委員長（岡田憲二委員長） ほかに。

○堀本孝雄委員 この条例改正を行うことによりどのような効果があるのかということで、わかっただけですけど、先ほどビジョンと申しましたが民間事業者ならではの発想による新たなサービス提供と市民サービスの向上。具体的な工夫は出てますか。

○石井一正生涯学習課長 今、市の直営でございますので、なかなかサッカー場にだけかけることが難しいわけです。例えば、グラウンドコンディションだったり、芝の状態も常にいい状態と言われると難しいところもあるのですが、そういった所に常に目が向けられて、例えば雨天時の使用後のグラウンド整備とか雨天時の使用許可の対応とかも、今は現場まで行き確認をしていますが、そういった所が迅速にできるのかと思っています。あと、利用時間の調整など利用のメリットはあるのかなと思っています。

○鬼原正幸スポーツ振興室室長 ただいまの課長の説明の補足ですが、今後、指定管理の制度を進めることになった場合、当然ながら募集をかけます。そのなかで民間事業者からのいろいろな提案、民間ならではのより良いノウハウとかそういった提案がいただければ、我々が現状で維持管理しているものより更に良いものが提案されると期待もできますので、そういった形での指定管理というものができれば望ましいと考えております。以上です。

○委員長（岡田憲二委員長） いいですか。

（「もういいのでは」と呼ぶ者あり）

○堀本孝雄委員 そういう場合について、わたしサッカー場見たんですけど、隣のソフト場かな。

○石井一正生涯学習課長 多目的広場です。

○堀本孝雄委員 ああいうものも一つサブグラウンド的に使用して、市民に誇れるサッカー場くらいにしたらどうかと思うんです。現状のままの施設で管理だけしていくのはどうかと。もう少しビジョンを持ってやっていただきたいのが率直な意見であります。

○委員長（岡田憲二委員長） ほかに。ないようですから私から。指定管理者に移行するということは、当然であるけれども、一番危惧されることは、その事業者の選定である。しっかりした事業者を選ばないと何のために指定管理者にしたかわからないようになる。一ついい例もあるけれども、そういうことも実際おこってるからその点は吟味して頑張ってやってください。以上です。

○委員長（岡田憲二委員長） それでは皆さんよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（岡田憲二委員長） それでは、生涯学習課の皆さん退室いただいて結構です。

（生涯学習課退室）

---

◎その他

○委員長（岡田憲二委員長） 次にその他ですが何かございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（岡田憲二委員長） なければ確認事項とその他を終了したいと思います。

---

◎閉会の宣告

○副委員長（中野修副委員長） 以上をもちまして、文教福祉常任委員会を閉会といたします。

皆様、お疲れさまでした。

（午前9時14分）